

【1990年3月20日】労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

労働省

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」について

労働者災害補償保険制度の改正については、去る3月7日、労働者災害補償保険審議会（会長 萩澤清彦 成蹊大学教授）に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」を諮問し、3月14日、これを了承する旨の答申を得たところである。労働省においては、これを受けて、関係省庁と協議のうえ、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」を作成し、本日、同法律案の国会提出について閣議に付議し、閣議決定がなされた。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱（案）

第一 労働者災害補償保険法の一部改正関係（第一次改正）

一 年金たる保険給付等に係るスライド制の改善

年金たる保険給付の給付基礎日額につき年度ごとに賃金水準の変動に応じて算定することとすること。一時金たる保険給付の給付額の改定についても、同様とすること。

（第八条の二及び第八条の三関係）

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 労働者災害補償保険法の一部改正関係（第二次改正）

一 休業補償給付等に係るスライド制の改善

休業補償給付及び休業給付の給付基礎日額を四半期単位で賃金水準が十パーセントを超えて上下する場合にその変動に応じて算定することとともに、変動率の算定につき事業場の規模又は業種の別を問わず一律とすること。（第八条の二第一項関係）

二 長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

療養開始後一年六箇月を経過した者の休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額につき、年齢階層別に最低限度額及び最高限度額を設定すること。（第八条の二第二項から第四項まで関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

一 労働者災害補償保険法の適用事案に関する暫定措置の改正

農業の事業のうち労働者災害補償保険に特別加入した者が行う当該特別加入に係る事案は、同法の適用事業とすること。(附則第十二条関係)

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 附則

一 施行期日

この法律は、次に掲げる改正内容ごとに、次に定める日から施行するものとする。(附則第一条関係)

(一) 第一に係る改正内容 平成二年八月一日

(二) 第二に係る改正内容 平成二年十月一日

(三) 第三に係る改正内容 平成三年四月一日

二 経過措置

(一) 第二の改正に伴う療養開始後一年六箇月経過した者の休業補償給付等の給付基礎日額への最低・最高限度額の適用に関しては、その施行日前に療養を開始した者については、当該施行日を療養を開始した日とみなすこと。(附則第五条関係)

(二) その他所要の経過措置を設けること。

三 関係法律の改正

関係法律について所要の規定の整理を行うこと。(附則第七条から第十五条まで関係)